

国立大学法人京都大学教職員の再雇用に関する規程新旧対照表

改 正 前	改 正 後								
<p>(目的)</p> <p>第1条 この規程は、国立大学法人京都大学教職員就業規則（平成16年達示第70号。以下「就業規則」という。）第23条の規定に基づき、定年により退職した教職員の再雇用に関する事項を定めることを目的とする。</p> <p>(対象者)</p> <p>第2条 再雇用の対象となる教職員は、<u>就業規則第22条第1項第3号の規定により定年退職した者とする。</u></p> <p>(再雇用の方法)</p> <p>第3条 再雇用は、<u>高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和46年法律第68号）第9条第2項の規定に基づく労使協定により定められた基準を満たした者に対して行う。</u></p> <p>(中 略)</p> <p>(任期の更新)</p> <p>第6条 第4条の任期又はこの項の規定により更新された任期は、1年を超えない範囲内で更新することができる。</p> <p>2 第3条の規定は、前項の更新の場合に準用する。</p> <p>(再雇用の上限年齢)</p> <p>第7条 第4条及び前条に定める任期の末日は、<u>生年月日別に次表の上限年齢に達する日以後における最初の3月31日以前でなければならない。</u></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">生年月日</th> <th style="text-align: center;">上限年齢</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">昭和21年4月2日～昭和22年4月1日</td> <td style="text-align: center;">満63歳</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">昭和22年4月2日～昭和24年4月1日</td> <td style="text-align: center;">満64歳</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">昭和24年4月2日以降</td> <td style="text-align: center;">満65歳</td> </tr> </tbody> </table> <p>(中 略)</p>	生年月日	上限年齢	昭和21年4月2日～昭和22年4月1日	満63歳	昭和22年4月2日～昭和24年4月1日	満64歳	昭和24年4月2日以降	満65歳	<p>(目的)</p> <p>第1条 (同 左)</p> <p>(対象者)</p> <p>第2条 再雇用の対象となる教職員は、<u>次の各号に定める者とする。</u></p> <p>(1) <u>就業規則第22条第1項第2号又は第3号の規定により定年退職した者</u></p> <p>(2) <u>就業規則第22条第1項第2号又は第3号の規定による定年退職後に引き続き国立大学法人京都大学特定有期雇用教職員就業規則(平成18年達示第21号)による特定有期雇用教職員として雇用され、当該職を任期満了により退職した者</u></p> <p>(再雇用の方法)</p> <p>第3条 再雇用は、<u>前条に規定する対象者が再雇用を希望した場合であって、当該者が就業規則第24条第1項各号のいずれにも該当しない場合に行う。</u></p> <p>2 <u>前項の規定は、第6条の規定により任期を更新する場合も同様とする。</u></p> <p>(任期の更新)</p> <p>第6条 第4条の任期又はこの項の規定により更新された任期は、1年を超えない範囲内で更新することができる。</p> <p>(再雇用の上限年齢)</p> <p>第7条 第4条及び前条に定める任期の末日は、<u>満65歳に達する日以後における最初の3月31日以前でなければならない。</u></p>
生年月日	上限年齢								
昭和21年4月2日～昭和22年4月1日	満63歳								
昭和22年4月2日～昭和24年4月1日	満64歳								
昭和24年4月2日以降	満65歳								

改 正 前	改 正 後												
<p>(所定勤務時間)</p> <p>第14条 再雇用職員の所定勤務時間は、1週間（日曜日から土曜日までとする。）につき35時間、1日につき7時間とする。</p> <p>(始業及び終業の時刻等)</p> <p>第15条 再雇用職員の勤務の始業及び終業の時刻並びに休憩時間は、次の各号に定めるとおりとする。</p> <p>(1) 始業 午前9時15分</p> <p>(2) 終業 午後5時15分</p> <p>(3) 休憩 正午から午後1時まで</p> <p>2 業務の都合上必要があると認める場合は、前項の始業及び終業の時刻並びに休憩時間を変更することができる。</p> <p>(年次休暇)</p> <p>第16条 定年退職に引続き再雇用職員となった者の年次休暇は、当該退職時においてその者が有していた年次休暇の日数及び時間数とする。</p> <p>2 第6条により任期が更新された場合の年次休暇は、当該更新された日の前日においてその者が有していた年次休暇の日数及び時間数とする。</p> <p>(懲戒)</p> <p>第17条 再雇用職員の定年退職となった日までの引き続き教職員としての在職期間中の行為が、就業規則第48条の2の懲戒の事由に該当したときは、これに対して懲戒に処することができる。</p> <p>(後 略)</p>	<p>(所定勤務時間)</p> <p>第14条 (同 左)</p> <p>(始業及び終業の時刻等)</p> <p>第15条 (同 左)</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、始業及び終業の時刻並びに休憩時間は、個別に定めることがある。</p> <p>3 業務の都合上必要があると認める場合は、前2項の始業及び終業の時刻並びに休憩時間を変更することができる。</p> <p>(年次休暇)</p> <p>第16条 再雇用職員となった者の年次休暇は、当該退職時又は任期満了時においてその者が有していた年次休暇の日数及び時間数とする。</p> <p>2 (同 左)</p> <p>(懲戒)</p> <p>第17条 再雇用職員として雇用される前の本学教職員としての在職期間中の行為が、就業規則第48条の2の懲戒の事由に該当したときは、これに対して懲戒に処することができる。</p> <p>附 則</p> <p>(施行期日)</p> <p>第1条 この規程は、平成25年4月1日から施行する。</p> <p>(経過措置)</p> <p>第2条 改正後の第3条の規定にかかわらず、次表の左欄に掲げる生年月日の者のうち同表の右欄に掲げる年齢以上の者の再雇用は、高年齢者等の雇用の安定等に関する法律の一部を改正する法律(平成24年法律第78号)附則第3項の規定によりなお効力を有することとされる改正前の高年齢者等の雇用の安定等に関する法律(昭和46年法律第68号)第9条第2項の規定に基づく労使協定により定められた基準を満たした者に対して行う。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">生年月日</th> <th style="text-align: center;">年齢</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">昭和28年4月1日以前</td> <td style="text-align: center;">満60歳</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">昭和28年4月2日～昭和30年4月1日</td> <td style="text-align: center;">満61歳</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">昭和30年4月2日～昭和32年4月1日</td> <td style="text-align: center;">満62歳</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">昭和32年4月2日～昭和34年4月1日</td> <td style="text-align: center;">満63歳</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">昭和34年4月2日～昭和36年4月1日</td> <td style="text-align: center;">満64歳</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 前項の規定は、第6条の規定により任期を更新する場合も同様とする。</p>	生年月日	年齢	昭和28年4月1日以前	満60歳	昭和28年4月2日～昭和30年4月1日	満61歳	昭和30年4月2日～昭和32年4月1日	満62歳	昭和32年4月2日～昭和34年4月1日	満63歳	昭和34年4月2日～昭和36年4月1日	満64歳
生年月日	年齢												
昭和28年4月1日以前	満60歳												
昭和28年4月2日～昭和30年4月1日	満61歳												
昭和30年4月2日～昭和32年4月1日	満62歳												
昭和32年4月2日～昭和34年4月1日	満63歳												
昭和34年4月2日～昭和36年4月1日	満64歳												